

愛知県立西尾東高等学校部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 学校教育の一環として実施する。
- (2) 部活動に参加することで、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育てる。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

ア 運動部

陸上競技・バレーボール・バスケットボール・卓球・ハンドボール・ソフトテニス・硬式野球・ソフトボール・水泳・柔道・剣道・弓道・テニス・サッカー

イ 文化部

放送・文芸・囲碁・自然科学・吹奏楽・美術・E S S・家庭・茶華道・ボランティア

(2) 活動時間及び日数について

ア 活動時間

- (ア) 学期中：平日 2 時間程度 週休日等：3 時間程度（練習試合や大会等を除く）
- (イ) 長期休業中：3 時間程度（練習試合や大会等を除く）
- (ウ) 活動時間帯や下校時刻の詳細は別に定める。

イ 休養日

平日 1 日以上、週休日等 1 日以上、週 2 日を原則とする。ただし、生徒の実態や競技種目の特性に応じて、休養日を変更する場合がある。

ウ その他

- (ア) 定期考査 1 週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は別に定める。
- (イ) 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は別に定める。

(3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

ア 県高体連・高野連・高文連が主催、共催の大会とする。

イ その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3 部活動運営

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に示す。